

## ～もみ殻の有効活用推進のための連携協定

射水市と新潟市は、地域を代表するバイオマス資源であるもみ殻の有効活用を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、射水市と新潟市とが包括的な連携のもと、もみ殻の有効活用を推進することにより、新産業の創出・農業経営の安定化及び持続可能な低炭素都市・循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

### （協力事項）

第2条 射水市と新潟市は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) もみ殻の有効活用に関する研究・実証について
- (2) もみ殻の有効活用の取組に関する情報交換について
- (3) もみ殻の有効活用の取組成果の周知・公表について
- (4) 両市の農業関係者、研究者及び事業者等の交流について
- (5) その他もみ殻の有効活用の推進に資する取組について

### （機密保持）

第3条 射水市と新潟市は、本協定に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、射水市と新潟市のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定の定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、射水市と新潟市の協議によりこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し当事者署名のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月13日

富山県射水市戸破1511番地  
射水市  
代表者 射水市長

夏野元志

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
代表者 新潟市長

済、田 利